

平成26年度の 介護保険料額を お知らせします

お問い合わせ
長寿課介護保険係
☎43-7055

65歳以上のかたの介護保険料額は、本人と世帯員の
市民税課税状況と本人の年金などの所得金額で決定さ
れ、7月に決定通知書が送付されます。

保険料の納め方

- ①年金から差し引かれるかた(特別徴収)
老齢(退職)年金、遺族年金、障害年
金が年額18万円以上のかた
- ②納付書で納めるかた(普通徴収)
老齢(退職)年金、遺族年金、障害年
金が年額18万円未満のかた

◆年金の年額が18万円以上になるかた
でも、次のようなときには納付書ま
たは口座振替で保険料を納めていた
だきます。

- ・年度途中で65歳(第1号被保険者)
になったとき
- ・年度途中で他の市区町村から転入
したとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更
になったとき
- ・年金の現況届けを期限までに提出
するが遅れて、一時的に差止め
になったり、年金担保貸付を受け
たりしたとき
- ・年金特別便で新たな年金記録が発
見されたときなど、現在受給して
いる年金額が変更になるとき

納期内に納めましょう

第1期の納期限は7月31日(木)です
ので、忘れずに納付してください。
納付は、金融機関に行かなくても確
実に納付できる口座振替が便利です。
金融機関に印鑑と通帳、納付書を持参
していただく手続きができます。

今年度65歳になるかた

40歳から64歳までのかたは加入して
いる医療保険(国民健康保険、社会保
険など)の保険料と一緒に介護保険料
を納め、65歳になった月の分からは、
医療保険料とは別に市に直接介護保険
料を納めていただきます。

4月2日～7月1日に65歳になったかた
7月に介護保険料納付通知書を送付
します。
7月2日以降に65歳になるかた
誕生日月の翌月に介護保険料納付通
知書を送付します。

※今年度65歳になるかたの特別徴収
(年金天引き)の開始は、翌年度以降
になります。

65歳以上のかたの保険料

段 階	対 象 者	基準割合	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けているかた ●老齢福祉年金を受給していて世帯全員が市民税非課税のかた	基準額×0.4	25,152円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金(障害年金、遺族年金以外の年金)収入額が80万円以下のかた	基準額×0.53	33,324円
第3段階	I ●世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下のかた	基準額×0.62	38,976円
	II ●世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるかた	基準額×0.67	42,120円
第4段階	I ●本人は市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、 世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額×0.94	59,100円
	II ●本人は市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、 世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額 (月額5,239円)	62,868円
第5段階	●市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円未満のかた	基準額×1.28	80,472円
第6段階	●市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円以上190万円未満のかた	基準額×1.35	84,876円
第7段階	●市民税が課税されていて、合計所得金額が190万円以上のかた	基準額×1.6	100,584円

